

転換先の老人保健施設等の施設基準の一部の緩和

転換をより円滑に進めるために、転換先の老人保健施設・特別養護老人ホームについて以下の措置を講じます。

①療養室の床面積

平成18年7月1日以後に新築又は大規模な改修等の工事に着手していない療養病床を転換した老人保健施設について、次の新築又は大規模の改修等を行うまでの間に限り、1床当たり6.4㎡(本則8.0㎡)の経過措置を認めます。

②食堂・機能訓練室・廊下幅

平成24年4月以降も経過措置を適用します。

転換元

	療養病床		一般病床	
	病院	診療所	病院	診療所
床面積	6.4㎡/人以上	6.4㎡/人以上	6.4㎡/人以上	4.3㎡/人以上 (注3)
廊下幅 (中廊下)	1.2(1.6)m以上 (注4)	1.2(1.6)m以上 (注4)	1.2(1.6)m以上 (注5)	1.2(1.6)m以上
食堂	1㎡/人以上	1㎡/人以上	基準なし	基準なし
機能訓練室	40㎡以上	十分な広さ	基準なし	基準なし

転換先

	経過措置が講じられた 老人保健施設		経過措置が講じられた 特別養護老人ホーム	
	病院からの転換	診療所からの転換	病院からの転換	診療所からの転換
床面積	6.4㎡/人以上	6.4㎡/人以上	経過措置なし	経過措置なし
廊下幅 (中廊下)	1.2(1.6)m以上	1.2(1.6)m以上	1.2(1.6)m以上	1.2(1.6)m以上
食堂	1㎡/人以上	食堂 + 機能訓練室が 3㎡/人以上 (注1)(注2)	1㎡/人以上	食堂 + 機能訓練室が 3㎡/人以上 (注1)(注2)
機能訓練室	40㎡以上 (注1)	十分な広さ	40㎡以上 (注1)	十分な広さ

参考

一般の 老人保健施設	一般の 特別養護老人ホーム
8.0㎡/人以上	10.65㎡/人以上
1.8(2.7)m以上	1.8(2.7)m以上
2㎡/人以上	食堂 + 機能訓練室が3㎡/人以上
1㎡/人以上	

(注1) サテライト型老人保健施設に転換する場合は本体施設の機能訓練室の共用も可能とする。

(注2) 「食堂:1㎡/人以上、機能訓練室:40㎡以上」でも可。

(注3) 1人部屋の場合には「6.3㎡以上」となる。

(注4) 平成12年医療法改正に伴う経過措置の対象となる場合。現行は「1.8(2.7)m以上」である。

(注5) 平成12年医療法改正に伴う経過措置の対象となる場合。現行は「1.8(2.1)m以上」である。

市町村交付金の概要

(介護療養病床からの転換に対する助成)

市町村(特別区を含む。)は、①市区町村全域を単位として、②毎年度、③市町村が関与して実施する既存の介護療養型医療施設の老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする「**介護療養型医療施設転換整備計画**」を策定することができます。

これは地域介護・福祉空間整備等交付金(ハード交付金)の **先進的事業支援特例交付金** における1メニューであり、平成23年度までの支援措置となっています。

○ 介護療養型医療施設転換整備事業

既存の介護療養型医療施設を老人保健施設やケアハウス等に転換することを支援するために交付金を交付。

(事業主体は市町村、財源：国10/10)

【交付対象】次に掲げる施設に転換を行うための整備に要する経費

※ただし、他の整備計画に基づき交付金が交付されるものについては重複して交付しない。

対象となる医療機関

介護療養型医療施設

- 療養病床を有する病院
- 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
- 療養病床を有する診療所

転換

対象となる転換先施設

- ① 老人保健施設
- ② ケアハウス
- ③ 有料老人ホーム
(居室は原則個室とし、1人当たりの床面積が概ね13㎡以上であること。)
- ④ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
(社会福祉法人を設立等する場合)
- ⑤ 認知症高齢者グループホーム
- ⑥ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑦ 生活支援ハウス
- ⑧ 適合高齢者専用賃貸住宅になりうる高齢者専用賃貸住宅

※これらの交付対象施設については、定員規模を問わない。②及び③については特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わない。③については、利用者負担第3段階以下の人でも入居可能な部屋を確保することが対象条件

介護療養型医療施設転換に係る市町村交付金の流れ

市町村

① 市区町村全域を単位として、既存の介護療養型医療施設の転換のための**介護療養型医療施設転換整備計画**を策定。

国

② 計画を国に提出(都道府県を経由)。

市町村

③ 交付金全体(地域密着型サービスの整備等に係る交付金)に係る市町村のニーズを踏まえながら、予算の範囲内で採択。

④ 交付額を算定し、交付金を交付。

算定方法

介護療養型医療施設転換整備計画記載の事業により減少する病床数に、下の整備区分ごとの交付基礎単価を乗じた額を交付する。

※転換により減少する病床数を上限とする。

事業区分	単位	配分基礎単価
●創設 既存の施設を取り壊さず、新たに施設を整備	転換床数	1,000千円
●改築 既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備	転換床数	1,200千円
●改修 躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)	転換床数	500千円